江田島消防つうしん

消防本部・消防署　☎(40)０１１９
能美出張所　☎(45)４７３９
災害テレホンガイド☎(42)３１１９

平成20年５月31日現在

火災・救急件数

火　災	2件（15件）
救　急	144件（660件）

かっこ内は１月からの累計

火のしまつ
君がしなくて
誰がする

海や川で遊ぶ季節
水の事故に気をつけて

夏を迎え、川や海で水遊びを楽しむ季節となりました。

例年、マリンスポーツに伴う事故の発生があり、学校の夏休み期間中にあたる７月～８月は、海での水泳や水遊び中の水難事故が多発しています。

次のことを守り、事故のないように注意してください。

水泳・水遊び

- 危険な場所で遊んでいる子を見かけたら「危ないよ！」の一言
- 小さい子どもからは、目をはなさないように
- いざというときのために、人工呼吸法をマスター
- 酔っている場合は水泳中止

マリンスポーツ

- 救命具を着用
- 家族に行き先を告げて出かける
- 悪天候のときは、無理せずに引き返す
- 遊泳中の人がいる場所では、レジャーボートなどの使用はやめる

花火はルールを守って
けがや周辺住民に迷惑も

花火はルールを守らないと危険な遊びになり、周辺の住民に迷惑がかかることもあります。

マナー違反の増加に伴い、公園や海岸で、花火を禁止する場所が増えています。

花火が楽しい思い出づくりの遊びになるよう取扱説明書を読んで、ルールとマナーを守ってください。

手持ち花火

- 花火を１本ずつローソクまたは線香で火をつける
- 火をつけたあとは、なるべく体から離して遊ぶ
- 人や物のある場所には、火を向けないように注意する
- 遊び終わったあとは、バケツの水につけて火を消す

打ち上げ花火

- 点火位置をたしかめ、ろうそくか線香で火をつける
- 火をつけたあとは、５ｍ以上花火から離れる
- 途中で火が消えてもものぞきこんだりしない
- 遊び終わったあとは、バケツの水につけて火を消す

※子どもがする場合は必ず大人が付き添いしてください。

受講者募集
甲種防火管理者新規講習会

次の日程で『甲種防火管理者新規講習会』を開催します。

受講資格
原則として、市内に勤務か居住されている人

日時
８月19日㈫・８月20日㈬午前９時～午後４時10分

場所
鷲部公民館２階会議室

定員
40人（定員になり次第締め切り）

申込期間
７月７日㈪～７月25日㈮

申込方法
消防署・能美出張所に備えている申請書に必要事項を記入の上、消防署・能美出張所に提出してください。

「人権シリーズ」

みんな素敵なオンリーワン㉝

駐車場利用はマナーを守って

買い物などに行ったとき、こんなことを見かけることはありませんか？

車いすマーク（国際シンボルマーク）の表示のある駐車スペースに、明らかにそこに止めるべきでない人が、平気で車を止める場面です。

店舗の出入口に近い理由や、駐車場スペースがない理由で、そこに止めるのはマナー違反です。

車を止める前に、なぜ、そのスペースがあり、出入口の近くに設けているのかを考えてみてください。

マナーとは「他人への思いやり」「気配り」です。

大切なことは、いつも、相手の立場を考え行動することです。

車いすマーク
（国際シンボルマーク）

内容の意見・感想は、産業部商工観光課　☎(40)２７７１

年金だより

㈹市民生活課　☎(40)２７６４

本人申請で保険料減免
一定の理由が必要

経済的に保険料を納めるのが困難な場合は、本人の申請手続きで納付が免除または猶予される制度があります。

対象者

- 本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人
- 障害者か寡婦で、前年の所得が１２５万円以下の人
- 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている人
- 災害や失業などで、保険料の納付が著しく困難な人
- 30歳未満の人（若年者納付猶予）※本人・配偶者の所得制限あり
- 学生の人（学生納付特例）※本人による所得制限あり
- 障害年金（１級・２級）の受給を受けている人

手続きに必要なもの
年金手帳・認印　※失業の場合は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証
※学生は、学生証のコピーか在学証明書

手続き先　市民生活課・支所

免除・猶予・特例期間と未納期間の違い

	期間中にする納付付保険料	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	受け取る年金額	障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるとき	後から保険料を納めるには
全額免除	0円	受給資格期間に入ります	承認期間の$\frac{1}{3}$が反映されます	受給資格期間に入ります	免除を受けた分は10年以内なら納めることができます（３年目以降は当時の保険料に法律で定められた加算額がつきます）
$\frac{1}{4}$納付	3,600円	保険料の$\frac{1}{4}$を納めると受給資格期間に入ります	承認期間の$\frac{1}{4}$が反映されます	保険料の$\frac{1}{4}$を納めると受給資格期間に入ります	
半額納付	7,210円	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります	承認期間の$\frac{2}{3}$が反映されます	保険料の半額を納めると受給資格期間に入ります	
$\frac{3}{4}$納付	10,810円	保険料の$\frac{3}{4}$を納めると受給資格期間に入ります	承認期間の$\frac{2}{3}$が反映されます	保険料の$\frac{3}{4}$を納めると受給資格期間に入ります	
若年者納付猶予	0円		年金額に反映されません	受給資格期間に入ります	
学生納付特例	0円	受給資格期間に入ります			
未納	－	受給資格期間に入りません		年金を受けられない場合もあります	２年を過ぎると納めることができません